

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

子どもは「未来の夢」、「次世代の希望」であり、子ども一人ひとりが心身ともに健やかに育つことは、子どもを持つ家庭のみならず、すべての町民の『願い』であり、また大きな『喜び』でもあります。

未来を担う子どもには、人としての権利や自由が尊重される中で、健やかに生まれ育まれる環境が必要です。

子育ての基本である家庭とともに、地域社会全体で子育てを共有し、支援できる体制を整備し、親が誇りや自信を持って子育てができるまちづくりを進めます。

子育て支援の視点から見たまちづくりを推進するにあたっての基本理念として、当別町子育て行動計画（前期：平成17年～21年 後期：平成22年～26年）を通しての取り組みを、第1期計画同様、第2期計画でさらに高めていくため、子育て行動計画の基本理念を継承し、施策を展開していきます。

■基本理念

「子どもの未来 みんなで築くまちづくり」



第2節 施策の体系

1 計画の基本目標

当別町子ども・子育て支援事業計画の推進にあたっては、基本理念「子どもの未来 みんなで築くまちづくり」を実現するため、これまで推進してきた計画の基本的な考え方を継承し、次の6つの基本目標を掲げます。

■ 基本目標 ■

1. 安心して子どもを生み育てられる環境づくり

家庭は子どもが健やかに育つ基本的な場であり、子育ての主体者である保護者が家庭の状況や子どもの発達に応じた子育てができるよう、親と子の健康づくり、子育て支援センターの充実、経済的支援など、家庭における子育てを支援します。

2. 子育てと仕事を両立できるサポート体制づくり

共働き世帯が増え、就労形態が多様化する中、子育てと仕事が両立できるよう、多様な保育サービスの提供、放課後児童対策の充実、子育てに配慮した職場環境の整備促進など、子育てと仕事の両立を支援します。

3. 子どもや子育てに優しい生活環境づくり

子どもたちがすこやかにのびのびと生活し、安心していきいきと遊ぶことができるよう、公共施設、公園、安全な道路環境の整備など、子どもや子育てに優しい環境づくりに努めます。また、子どもを犯罪などの被害から守るための活動を推進します。

4. 子どもの心と体のバランスを育む教育環境づくり

「社会を背負う、世界にも通用する「知・徳・体」を備えた人」の育成を目指し、多様な体験的学習を充実し、地域で人々のふれあいを通して、人を思いやる「やさしさ」を身につけるとともに、健康でたくましい体を育むことができるよう、学校、家庭、地域の連携を図り、総合的な教育と健全育成を推進します。

また、当別町固有の豊かな自然環境を生かした教育や豊かな知性・情操を育てる教育を促進します。

5. 子どもや子育てに関する意識づくり

女性の出産、子育てに対する不安や負担が軽減されるよう、家庭における男女共同参画の考え方を普及していくとともに、地域全体で子どもを育てる意識づくりを進め、子育て家庭への支援の輪を広げていくよう努めます。

6. 子どもの権利を尊重する意識づくり

子ども一人ひとりの利益が最大限尊重されるよう、「児童の権利に関する条約」、「児童虐待防止」の普及・啓発、子どもの視点や意見をまちづくりに反映させる取り組みを進めるなど、子どもの権利を尊重する社会の育成に努めます。

2 主要施策と具体的施策

先に掲げた6つの基本目標をより具体的に推進するため、次のとおり「主要施策」と「具体的施策」を設定し、子育てに関する事業を実施していきます。

また、「人口減少」や「少子化」の問題については、当別町のみならず、全国的な喫緊の課題であるとの認識のもと、国では『地方創生』を掲げ、「人口減少対策」や「少子化対策」などへ積極的に取り組む市町村への支援を実施する考えを示しているところです。

なお、平成27年度には当別町で「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されており、令和2年度からは「まち・ひと・しごと創成総合戦略」を包含した「当別町第6次総合計画」において「子ども・子育て支援」に関する施策を掲げています。

基本理念 子どもの未来 みんなで築くまちづくり	
基本目標	
主要施策	具体的施策
(1) 安心して子どもを生み育てられる環境づくり	
1) 親と子の健康を守る体制の充実	① 健康診査・予防接種の充実 ② 健康相談・健康教育の充実 ③ 医療体制と情報提供の充実
2) 保護者の悩みの軽減やリフレッシュのための交流機会の充実	① 保護者のリフレッシュや社会活動の支援 ② 保護者の交流機会の充実
3) 子育てに関する相談体制・情報提供の充実	① 子育てに関する相談体制の充実 ② 子育てに関する情報提供の充実
4) 特に援助を要する子どもや家庭への情報の提供や支援の充実	① 障がい児や発達に遅れ、不安のある子どもがいる家庭への支援の充実 ② ひとり親家庭などへの支援の充実
5) 経済的支援	① 医療費などの支援の充実 ② 教育・保育費などの支援の充実
(2) 子育てと仕事を両立できるサポート体制づくり	
1) 多様な教育・保育サービスの充実	① 教育・保育環境の充実 ② 多様な保育事業の充実
2) 放課後における児童の健全育成事業の充実	① 子どもプレイハウスの充実 ② 障がい児の放課後児童対策の充実
3) 子育てと仕事を両立できる職場環境の整備	① 働き続けることができる環境の整備促進
(3) 子どもや子育てに優しい生活環境づくり	
1) 子どもの視点に立った遊び場の整備や交流機会の確保	① 地域の活動拠点の確保 ② 公園・緑地などの整備の推進 ③ 居場所づくりの充実
2) 子どもや子育てに配慮したまちづくり	① 子どもや子育てに配慮した施設整備の推進 ② 安心して外出できる交通機関の確保 ③ 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進

基本目標	
主要施策	具体的施策
(4) 子どもの心と体のバランスを育む教育環境づくり	
1) 就学前教育の充実	① 就学前教育の充実
2) 就学児童・生徒の教育・相談体制の充実	① 教育・相談体制の充実
	② 関係機関の連携の強化
	③ 学校施設・設備の整備
3) 多様な活動・体験機会の確保	① P T A 活動の推進
	② スポーツ活動の推進
	③ 文化活動の推進
	④ 地域活動の促進
(5) 子どもや子育てに関する意識づくり	
1) 家庭と地域の「子育て力」の育成・強化	① 地域の子育て支援
	② 男女共同参画による子育ての促進
(6) 子どもの権利を尊重する意識づくり	
1) 児童の権利を尊重する社会の育成	① 「児童の権利に関する条約」の普及及び児童虐待対応の強化

これらの施策のうち、子ども子育て支援法において定めのある教育・保育事業、地域子ども子育て支援事業については、量の見込みと確保方策を第4章に記述します。

また、具体的な施策への取り組み内容等については、「第5章 包括的子育て支援施策」において記述します。

